

マイナポータル用閲覧端末及び付属備品の設置、管理、利用等に関する要綱

(平成30年1月19日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、政府のデジタルデバйд対策の一環として、電子計算機等の情報通信技術の利用に困難を抱える者等がマイナポータル（第7条各号に掲げる利用に供することをいう。以下同じ。）へアクセスすることが可能となる環境を整えるために用意した、マイナポータル用閲覧端末及び付属備品（以下「端末等」という。）の設置、管理、利用等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(端末等の設置)

第2条 端末等は、マイナンバー利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する個人番号利用事務をいう。）を取り扱う課（所）その他区長が適当と認める場所に設置することができる。

(端末等の管理)

第3条 区長は、端末等の管理及び運用に係る責任者（以下「責任者」という。）として、IT推進課長を指定する。

- 2 責任者は、端末等の設置場所において端末等の管理及び運用を行う担当者（以下「担当者」という。）を指定する。
- 3 責任者は、端末等の利用開始後、ソフトウェアの追加インストール、バージョンアップその他の端末等の環境を更新する必要がある場合は、速やかに必要な操作を担当者に指示しなければならない。
- 4 責任者は、端末等がウイルス感染した場合（その疑いが生じた場合を含む。）は、速やかに必要な対応を担当者に指示しなければならない。
- 5 担当者は、前2項の指示があった場合、速やかに必要な操作を行うものとする。

(利用の申込等)

第4条 端末等を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、当該端末等の設置場所を管理する課等（以下「主管課」という。）へ利用を申し出ることとする。

- 2 担当者は、担当者が指定する場所で、利用者に端末等を利用させることができる。
- 3 利用者は、端末等の利用について担当者の指示に従わなければならない。

(利用時間)

第5条 端末等の利用時間は、主管課の窓口開庁時間に準ずるものとする。ただし、担当者は必要に応じて、利用時間を変更することができる。

- 2 担当者は、端末等の利用状況に応じて、利用者の1回当たりの利用時間を制限することができる。

(利用の取消)

第6条 担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、端末等の利用を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 端末等を乱暴に使用した場合
- (2) 主管課の担当者の指示に従わなかった場合
- (3) 前2号に掲げるほか担当者が利用になじまないと認めることを利用者が行った場合

(利用の制限)

第7条 利用者は、端末等を次の各号に掲げること以外に利用してはならない。

- (1) マイナポータルに登録・利用に関すること。
- (2) マイナンバーカードの交付申請に関すること。
- (3) ぴったりサービスを利用した電子申請に関すること。
- (4) マイナポータルを利用した各種登録・設定に関すること。
- (5) マイナポータル関連サイト又は地方公共団体のWEBサイト等限られた公的機関のサイトを閲覧すること。
- (6) その他区長が認める利用に供すること。

(損害賠償の義務)

第8条 端末等に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなくてはならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認められるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、政策経営部長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年1月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。